

# 平成26年度事業報告

## 事業概要

食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年6月29日法律第70号）第21条第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任を受けて、鳥取県が認可した県内の3食鳥処理場に於いて食鳥検査を実施した。

## 1. 法人の運営

### 1) 会議の開催

#### (1) 理事会

- ① 第62回理事会 平成26年5月15日（木）午前10時から  
（ア）平成25年度事業報告の承認について  
（イ）平成25年度事業に係る決算の承認について
- ② 第63回理事会 平成26年5月15日（木）午後1時から  
（ア）業務執行理事の選任について  
（イ）評議員及び役員の報酬の額の決定の一部改正について
- ③ 第64回理事会 平成26年7月28日（月）午前11時から  
（ア）理事長（代表理事）の選任について
- ④ 第65回理事会平成26年10月29日（水）午前10時30分から  
（ア）公益法人運営における収支相償を満たせなかった原因と剰余金の解消方法及び今後の事業運営方針の検討について  
（イ）経理規程第9条に定める勘定科目一覧表の設定について
- ⑤ 第66回理事会 平成27年3月13日（金）午前10時から  
（ア）平成26年度補正予算の承認について  
（イ）平成27年度事業計画の承認について  
（ウ）平成27年度収支予算の承認について  
（エ）経理規程の一部改正について

#### (2) 評議員会

- ① 第8回評議員会 平成26年5月15日（木）午前11時から  
（ア）平成25年度事業報告の承認について  
（イ）平成25年度決算の承認について  
（ウ）評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程に係る評議員及び役員の報酬の額の決定の一部改正について  
（エ）役員（理事及び監事）の選任について
- ② 第9回評議員会 平成26年7月28日（月）午前10時から  
（ア）理事の補充選任について
- ③ 第10回評議員会 平成27年3月13日（金）午後1時から

(ア) 平成26年度事業に係る補正予算について

(イ) 平成27年度事業計画について

(ウ) 平成27年度事業に係る収支予算について

## 2) 監査及び公益法人検査の実施

(1) 公益法人立入検査 平成26年8月19日(火) 10時から

公益法人の運営組織及び事業活動状況に関する立入検査

鳥取県総務部行政監察・法人指導課公益法人担当

課長補佐 森木和弘、主事 松村広太

(2) 県の財政的援助団体等に関する監査

① 事務監査 平成26年10月8日(水) 午前10時から

鳥取県監査員事務局

監査第三課 課長 菖蒲保、監査第二課 監査主幹 柿本浩和

② 県本監査 平成26年11月12日(水) 午前10時30分から

鳥取県代表監査委員 岡本康宏、鳥取県監査委員 浜田妙子

鳥取県監査委員事務局長 福田忠司

(3) 監事による監査

① 平成25年度決算監査 平成26年5月12日(月) 午前10時30分から

② 平成26年中間決算監査(定例監査) 平成26年10月15日

## 3) 役員合同研修会

(1) 平成26年10月29日(水) 12時から

「食鳥検査に係る食鳥肉生産工程の紹介」(DVD映写)

(2) 平成27年3月13日(金) 12時から

「鳥インフルエンザに関する勉強会」特別講師：大槻先生

## 4) 公益法人会計処理指導

平成26年12月から公認会計士と契約し、定期的に個別指導を実施

## 2. 公益目的事業の実施

### 1) 食鳥検査事業

(1) 食鳥検査員の派遣(各食鳥処理場毎に常時2名の食鳥検査員を派遣)

① 米久おいしい鶏株式会社鳥取事業所食鳥処理施設(東伯班)

営業日数：264日(平日202日、土曜日45日、日曜日4日、祝祭日13日)

② 名和食鶏有限会社食鳥処理施設(名和班)

営業日数：258日(平日194日、土曜日48日、日曜日2日、祝祭日14日)

③ 株式会社大山どり食鳥処理施設(淀江班)

営業日数：287日(平日232日、土曜日40日、日曜日2日、祝祭日13日)

## (2) 食鳥検査

食用に供される目的で飼育された鶏を対象として食鳥検査を実施し、人の健康を阻害する恐れのある病気に罹った鶏等の食用に適さないと診断したものについて廃棄処分した。

- ① 食鳥検査羽数は 17,301,269 羽で、前年度より 1,072,308 羽（対前年比 106.6%）増え、当初計画羽数 16,021,000 羽より 1,280,269 羽（対計画比 108.0%）増えた。（別紙 1）
- ② 食鳥検査の手数料収入金額は 57,862,188 円で、前年度より 4,138,945 円（対前年比 107.7%）増え、当初計画金額 52,548,000 円より 5,314,188 円（対計画比 110.1%）増えた。（別紙 1）
- ③ 食鳥検査の結果、「と鳥禁止」、「解体禁止」及び「全部廃棄」処分が妥当であると診断して全てを廃棄した食鳥羽数は 166,344 羽で、廃棄処分率は 0.961%（25 年度：189,080 羽、1.166%）、内臓等の一部だけを廃棄する「一部廃棄処分」とした食鳥羽数は 327,487 羽で、廃棄処分率は 1.893%（25 年度：429,168 羽、2.264%）、合計では 493,831 羽、2.854%（25 年度：618,248 羽、3.810%）であり、食鳥検査羽数が大幅に増えたにもかかわらず改善傾向が認められた（別紙 2）
- ④ 精密検査件数は、109 検体の検査を実施した。（別紙 3）

## 2) 広報啓発事業

- (1) 一般消費者を対象に食鳥肉の安全性を確保するために実施している食鳥検査の方法、内容及び食鳥肉の処理工程に関する DVD を作成し、関係機関に配布、普及啓発を図った。
- (2) 食鳥検査の結果を分析、専門的検討を加えて各処理場を通じて食鳥生産者に還元し、生産技術の向上と併せて食鳥肉の衛生的生産意識の高揚を図ることに努めた。
- (3) 機関紙「食鳥だより NO. 29」を発行し、関係機関に配布することにより食鳥検査事業の重要性とともに鳥インフルエンザに係る特集記事を掲載し、正しい認識の啓発に努めた。
- (4) 各食鳥処理場において食鳥衛生管理者（食鳥処理業務従事者を含む）を対象に昼休みや休憩時間にミニ研修会を開催し、食鳥に係る疾病診断技術及び高病原性鳥インフルエンザ等鶏の疾病に関する正しい知識の普及・啓発に努めた。
- (5) より多くの県民に当協会に対する親しみと理解を深めるために専門家に依頼してホームページ作成し、食鳥処理場の紹介を行うとともに、食鳥検査事業等の目的、方法及び内容等の啓発に努めた。
- (6) 食鳥検査の意義や内容を一般消費者により理解を得られるように分かり易くリニューアルしたパンフレット「とり肉が食卓に上がるまで」を増刷して、配布した。